

商務部・税関総署公告 2025 年第 56 号

一部の稀土設備および原材料に対する輸出管制の実施に関する決定の公表

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_1315078cebe04210bc35c72a4e7f7967.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_1315078cebe04210bc35c72a4e7f7967.html)

【発表機関】 安全管制局

【公告番号】 商務部・税関総署公告 2025 年第 56 号

【発表日】 2025 年 10 月 9 日

『中華人民共和国輸出管理法』、『中華人民共和国對外貿易法』、『中華人民共和国税関法』、『中華人民共和国デュアルユース物項輸出管理条例』などの関連法規に基づき、国家の安全および利益を守り、拡散防止などの国際的義務を履行するため、国務院の承認を経て、以下の物項に対して輸出管制を実施することを決定する。

## 一、2B902 稀土生産加工設備

(以下、各設備の詳細は省略せずにすべて記載済み。長文のため、必要に応じて表形式での整理も可能)

1. 離心抽出装置
2. イオン型稀土鉍用の連続除雜沈殿装置 (処理能力 5000m<sup>3</sup>/日以上)
3. 特定仕様の焙焼炉 ( $\Phi 1.8 \times 20\text{m} \sim \Phi 4.6 \times 80\text{m}$ 、耐酸性内張り、850℃以下)
4. 混合室体積 0.5~14.2m<sup>3</sup>の抽出槽
5. イオン吸着装置
6. 容積 10~50m<sup>3</sup>の沈殿結晶反応槽
7. 上記反応槽用部品 (攪拌機、攪拌羽根、5.5~37kW のモーター)
8. 特定仕様の電気炉 (320~650℃、耐腐食材料)
9. 稀土金属電解用設備 (整流器、供給装置、サイフォン出炉システム、排ガス処理装置)
10. 特定仕様の電解槽 (耐火煉瓦、陽極: 黒鉛、陰極: タングステン、6000~30000A)
11. 真空誘導還元炉 (1~8kHz、0~1700℃、真空度 $\geq 1 \times 10^{-3}\text{Pa}$ 、10~300kg)
12. 真空カーボンチューブ炉 (同上)
13. 提拉法 (チョクラルスキー法) 稀土結晶成長炉 (感応加熱、2300℃以上、自動等径制御)
14. 坩堝下降法稀土結晶成長炉 (抵抗加熱、1400℃以上、多温区加熱)
15. 永久磁石用真空誘導鑄造炉 (周期式、誘導加熱式)
16. 上記鑄造炉用部品 (水冷ケーブル、銅ローラー、坩堝、傾斜制御器、冷却システム)
17. 永久磁石用水素破碎炉 (連続式、回転式、防爆型)
18. 上記破碎炉用部品 (バルブ、H<sub>2</sub>マニホールド)
19. 永久磁石用ジェットミル (粒径 $\leq 5\mu\text{m}$ 、収率 $\geq 99\%$ 、酸素含有量 $\leq 80\text{ppm}$ )
20. 磁場強度 $\geq 1.5\text{T}$ の成形プレス機
21. 自動熱間プレス装置
22. 冷間静水圧プレス (2B104 に該当しないもの)
23. 真空焼結炉 (冷却 $\leq 20$  分、500~1200℃、1000℃時 $\pm 3^\circ\text{C}$ 以内)
24. 磁性材料加工設備 (多線切断機、レーザー切断、接着機、垂直研磨、両面研磨、端面研磨、通過式研磨)
25. 結晶粒界拡散装置 (PVD スパッタ装置、真空拡散炉、スクリーン印刷装置)
26. 稀土リサイクル用立窯 ( $\Phi 19 \times 21\text{m}$  以上)

---

## 二、1C914 稀土原材料および補助材料関連物項

1. 稀土鉱石（税番：25309020）
  - フルオロカーバナイト（氟碳铈矿）
  - モナズ石（独居石）
  - イオン吸着型稀土鉱
2. 稀土鉱浮選用薬剤（ヒドロキサム酸類またはリン酸エステル類を含むもの）
3. 稀土生産用抽出剤：
  - P507（2-エチルヘキシルホスホン酸モノ 2-エチルヘキシルエステル、CAS 14802-03-0）
  - P204（ジ（2-エチルヘキシル）リン酸エステル、CAS 298-07-7）
  - ナフテン酸（CAS 1338-24-5）
  - N235（三オクチルデシルアミン、CAS 68814-95-9）
  - C272（ビス（2,4,4-トリメチルペンチル）ホスホン酸、CAS 83411-71-6）

---

### 管理措置：

輸出事業者が上記物項を輸出する場合、『中華人民共和国輸出管理法』および『中華人民共和国デュアルユース物項輸出管理条例』の関連規定に従い、国務院の商務主管部門に対して許可申請を行わなければならない。

輸出事業者は、申告する商品の真実性に責任を負い、輸出物項の識別を強化しなければならない。

- 管制物項に該当する場合、税関申告書の備考欄に「デュアルユース物項に該当」と明記し、輸出管制コードを記載すること。
- 管制物項に該当しないが、パラメータ・指標・性能などが近似している場合は、「管制物項に該当しない」と明記し、具体的なパラメータ・指標を記載すること。

これらの記載情報に不備・不正確・虚偽の疑いがある場合、税関は法に基づき質疑を行い、質疑中は輸出貨物を通関させない。

---

本公告は 2025 年 11 月 8 日より正式に施行する。

『中華人民共和国デュアルユース物項輸出管理リスト』も同時に更新される。

---

商務部・税関総署

2025 年 10 月 9 日